

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成31年2月18日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 県一般31第8号

### 1 調達内容

- (1) 提供サービス名  
工事中情報共有システム等提供サービス
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 提供期間  
平成31年7月1日から平成36年6月30日まで  
（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 提供場所  
広島市中区基町10番52号  
広島県土木建築局技術企画課外（広島県庁舎北館6階）
- (5) 入札方法  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額（8パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 技術評価等資料

- (1) 技術評価等資料の内容は、別紙1「技術評価資料内訳書」のとおりとする。
- (2) 技術評価等資料の提出方法等
  - ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。
  - イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合又は提出された技術評価等資料に必要な事項が記載されていない等の不備があった場合又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。
  - ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

### 3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、別紙2「各評価項目における評価基準」のとおりとする。

### 4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 平成29年広島県告示第376号（平成30年から平成32年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「15A情報提供サービス」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 工事中情報共有システム等提供サービス仕様書「3提供サービスの機能要件」に記載する要件を満足する者であること。
- (5) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

### 5 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記4(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請期間  
平成31年2月18日（月）から平成31年3月4日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語等  
申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。  
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。  
また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。
- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館1階）  
電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

### 6 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方

法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
広島県土木建築局技術企画課（広島県庁舎北館 6階）  
電話（082）513-3861（ダイヤルイン）

イ 交付期間

平成31年2月18日（月）から平成31年3月4日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成31年3月4日（月） 午後5時00分

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成31年3月11日（月）までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成31年4月8日（月） 午後5時00分

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着す

ることとする。

また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年4月9日（火）午前10時00分

イ 場所

上記(1)アの場所

7 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「15A情報提供サービス」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記6(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る平成31年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、平成32年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第4号の2の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(9) その他

入札説明書による。

9 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局技術企画課（広島県庁舎北館6階）

電話（082）513 - 3861（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）223 - 3593

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Application Service Provider

(2) Fulfillment period: From 1st July 2019 through 30th June 2024 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)

(3) Fulfillment place: Specified in the bid explanation form

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m. 4th March 2019

- (5) Time-limit for tender: 5:00 p.m. 8th April 2019
- (6) Contact point for the notice: Technical Planning Division, Public Works  
and Construction Bureau, Hiroshima Prefectural Government  
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan  
TEL 082-513-3861 (direct dialing)

別紙1「技術評価資料内訳書」

【技術評価点】

評価項目	様式	留意事項
提供実績	実績証明書 (別記様式1-1号)	提供実績が確認できる資料(契約書または一覧表など)を添付すること
提供サービスの機能	様式2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有システム 情報共有システムを運用するにあたっての課題点や課題点に対する解決策等について 例) 建設リサイクル法を電子で通知するための課題点や仕組みについて</li> <li>・保管管理システム 情報共有システムと保管管理の連携による、登録作業の効率化や有効性について 地図利用を含め、災害時の業務支援を目的とした使用方法について GISとのリンケージによる地図利用について</li> </ul>
提供サービスの品質・性能	様式3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品および技術の準拠と信頼性 製品・技術ごとに、いかなる標準に準拠しているのか、また、いかなる製品・技術において信頼性を確保しているか</li> <li>・拡張性 将来的な利用増や急激なアクセス増加に対する機器増設、負荷分散等が可能なシステム構成上の拡張性と柔軟性を確保しているか</li> </ul>
提供サービス利用環境	様式4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デバイスによる制約 デバイス等の利用環境に関する制約等について</li> <li>・Webアクセシビリティ 確保するために配慮している状況や対応について</li> </ul>
提供準備	様式5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗管理 進捗管理の具体的な手法や技法について</li> <li>・品質管理 品質管理の具体的な手法や技法について</li> </ul>
サービス提供	様式6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供体制 問合せや障害に対する体制について</li> <li>・提供作業 ヘルプデスクの利用方法や設置体制について SLA向上への体制と手法について 利用者及びサービス提供者のコスト縮減に関することについて</li> </ul>

評価項目	様式	留意事項
	様式11号	<p>農林水産局及び企業局へのサービス提供料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産局及び企業局が今後保管管理システムを利用する場合のサービス提供料について</li> <li>・平成31年7月1日から平成36年6月30日までの、60か月の総額で評価</li> </ul> <p>総額の算出は次の和による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度月額利用料×9か月</li> <li>・平成32年度月額利用料×12か月</li> <li>・平成33年度月額利用料×12か月</li> <li>・平成34年度月額利用料×12か月</li> <li>・平成35年度月額利用料×12か月</li> <li>・平成36年度月額利用料×3か月</li> </ul> <p>長期継続契約とするため、各年度の各局に対する月額提供料も合わせて記載すること。</p> <p>各局が当該サービスを利用することを約束するものではない。</p>
契約書の作成	様式7号	<p>サービス内容のカスタマイズ</p> <p>カスタマイズ対応についての制約事項があれば、体制や手法と合わせて</p>
業務執行の見える化	様式8号	<p>検索や並び替えなどの機能について</p> <p>情報を取得しやすい画面設計になっているか</p> <p>プリントスクリーンの添付等により判断しやすい提案書とすること</p>
電子検査の支援	様式9号	<p>検索性・閲覧性・操作性について</p> <p>プリントスクリーンの添付等により判断しやすい提案書とすること</p>
操作全般	様式10号	<p>直観的な視覚で操作可能なシステムであるか</p> <p>プリントスクリーンの添付等により判断しやすい提案書とすること</p>

【政策評価点】

評価項目	様式	留意事項
社会保険等の加入状況【必須】	証明書の写し又は誓約書(様式12号)	<p>証明書の写し又は誓約書を必要に応じて選択すること</p> <p>証明書には加入状況が確認できる資料を添付すること</p>
業務従事予定者の賃金水準【必須】	誓約書(様式13号)	

【価格評価点】

評価項目	様式	留意事項
土木建築局へのサービス提供料	入札書 (様式1号)	<p>土木建築局へのサービス提供料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年7月1日から平成36年6月30日までの、60か月の総額</li> <li>・土木建築局へのサービス利用料は保管管理システム利用料とする</li> </ul> <p>総額の算出は次の和による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度月額利用料×9か月</li> <li>・平成32年度月額利用料×12か月</li> <li>・平成33年度月額利用料×12か月</li> <li>・平成34年度月額利用料×12か月</li> <li>・平成35年度月額利用料×12か月</li> <li>・平成36年度月額利用料×3か月</li> </ul> <p>長期継続契約とするため、各年度の月額提供料も合わせて記載すること</p>
工事等の受注者利用料	入札書 (様式1号)	<p>工事等の受注者利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度の受注者利用件数を次のとおり想定し、1契約あたり7か月利用を想定した総額。</li> <li>・情報共有システム利用料は全て工事等の受注者利用料に含むこと。</li> </ul> <p>総額の算出は次の和による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度7か月利用料（1契約）×1,125件</li> <li>・平成32年度7か月利用料（1契約）×1,500件</li> <li>・平成33年度7か月利用料（1契約）×1,500件</li> <li>・平成34年度7か月利用料（1契約）×1,500件</li> <li>・平成35年度7か月利用料（1契約）×1,500件</li> <li>・平成36年度7か月利用料（1契約）×375件</li> </ul> <p>長期継続契約とするため、各年度の1契約あたり7か月利用を想定した受注者利用料も合わせて記載すること</p> <p>利用料は「基本料+月額料」, 「月額料」または「基本料」等の構成については提供者の規約等による</p> <p>その他工事等の受注者が負担する必要がある費用や必要事項があれば、項目や条件と合わせて、単価または必要事項を記載すること。利用規約等の事前に提示が必要な書類があれば、留意点等を明確にして添付すること</p>

別紙2「各評価項目における評価基準」

項目	評価項目	評価基準	配点	
技術評価	【提供実績】	平成25年4月1から平成30年10月31日における次の提供実績について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は都道府県への「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件平成26年7月版（Rev. 4.0）」又は「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件平成30年3月（Rev. 5.0）」の提供実績</li> <li>・事業管理等の基幹系システムと情報共有システムの連携実績</li> <li>・情報共有システムと保管管理システムが連携した提供実績</li> <li>・同一団体へ単年度での工事中情報共有システムと保管管理システムが連携した提供実績件数</li> <li>・同一団体に連続した複数年度での工事中情報共有システムの提供実績（ただし単年度提供実績1,500件以上）</li> </ul>	20	
	【提供サービスの機能】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有システム</li> <li>・保管管理システム</li> </ul>	次について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有システム</li> <li>・保管管理システム</li> </ul>	10	
	【提供サービスの品質・性能】	次について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準適合性と信頼性</li> <li>・拡張性</li> </ul>	5	
	【提供サービスの利用環境】	次について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・デバイスによる制限</li> <li>・Webアクセシビリティ</li> </ul>	10	
	【提供準備】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗管理</li> <li>・品質管理</li> </ul>	次について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗管理</li> <li>・品質管理</li> </ul>	5	
	【サービス提供】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供体制</li> <li>・提供作業</li> <li>・農林水産局及び企業局へのサービス提供料</li> </ul>	次について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供体制</li> <li>・提供作業</li> </ul> 農林水産局及び企業局が今後保管管理システムを利用する場合のサービス提供料について60か月の総額で評価 評価方法 農林水産局及び企業局へのサービス提供料の最低価格：A 農林水産局及び企業局へのサービス提供料の最高価格：B $A=0.3$ 点 $B=0$ 点 としてその他の価格については傾斜配分する。 $評価点=0.3*(B-x)/(B-A)$ 農林水産局及び企業局へのサービス提供料の価格：x	15	
	【契約書の作成】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス内容のカスタマイズ</li> </ul>	次について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス内容のカスタマイズ</li> </ul>	10	
	【業務執行の見える化】	業務の円滑な執行の支援を意識した、機能や画面設計について優れているものを優位に評価する。	5	
	【電子検査の支援】	工事書類の検索や閲覧について、操作性や付加機能に優れているものを優位に評価する。	5	
	【操作全般】	工事帳票等の決裁、閲覧について、視覚や付加機能を含め、操作性に優れたものを優位に評価する。	15	
政策評価	法令遵守	社会保険等の加入状況【必須】	要件を満たしていなければ失格とする。	-
		業務従事予定者の賃金水準【必須】	最低賃金を超える額の支払いの遵守要件を満たしていなければ失格とする。	-
合計			100	

	価格評価の配分点	50
	技術評価の配分点	100
	政策評価の配分点	-
価格評価	$3 \times (1 - \text{土木建築局へのサービス提供料} / \text{予定価格A})$	3
	$47 \times (1 - \text{工事等の受注者利用料} / \text{予定価格B})$	47
技術評価	技術評価の配分点 $\times$ (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)	100
政策評価	配点は0とし、要件を満たさない場合は失格とする。	-
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点	150

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

予定価格Aとは土木建築局へのサービス提供料の予定価格をいう。

予定価格Bとは工事等の受注者利用料の予定価格をいう。